

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月28日提出
【計算期間】	第12期中(自 2025年12月9日至 2026年6月8日)
【ファンド名】	野村米国国債部分ラダーファンド Aコース（野村SMA・EW向け） 野村米国国債部分ラダーファンド Bコース（野村SMA・EW向け）
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 大越 昇一
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【電話番号】	03-6387-5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【ファンドの運用状況】

以下は2026年6月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

野村米国国債部分ラダーファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	31,031,481,102	101.07
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	△329,059,421	△1.07
合計（純資産総額）		30,702,421,681	100.00

野村米国国債部分ラダーファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	49,083,325,093	99.70
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	144,781,846	0.29
合計（純資産総額）		49,228,106,939	100.00

（参考）米国国債7年－10年型部分ラダーマザーファンド（為替ヘッジなし）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	195,508,954,135	98.08
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,809,156,856	1.91
合計（純資産総額）		199,318,110,991	100.00

（２）【運用実績】

①【純資産の推移】

野村米国国債部分ラダーファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

2026年6月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第2計算期間	(2016年12月 6日)	24,707	24,707	0.9849	0.9849
第3計算期間	(2017年12月 6日)	22,256	22,256	0.9886	0.9886
第4計算期間	(2018年12月 6日)	13,467	13,467	0.9490	0.9490
第5計算期間	(2019年12月 6日)	17,022	17,031	1.0181	1.0186
第6計算期間	(2020年12月 7日)	17,421	17,429	1.0822	1.0827
第7計算期間	(2021年12月 6日)	20,234	20,244	1.0554	1.0559
第8計算期間	(2022年12月 6日)	46,230	46,230	0.8833	0.8833
第9計算期間	(2023年12月 6日)	46,086	46,086	0.8290	0.8290
第10計算期間	(2024年12月 6日)	38,373	38,373	0.8124	0.8124
第11計算期間	(2025年12月 8日)	34,077	34,077	0.8198	0.8198
	2025年 6月末日	33,968	—	0.8095	—
	7月末日	33,424	—	0.8044	—

8月末日	33,630	—	0.8156	—
9月末日	35,475	—	0.8177	—
10月末日	34,354	—	0.8210	—
11月末日	34,682	—	0.8286	—
12月末日	34,064	—	0.8221	—
2026年 1月末日	34,113	—	0.8139	—
2月末日	33,954	—	0.8279	—
3月末日	32,172	—	0.8082	—
4月末日	31,398	—	0.8048	—
5月末日	31,194	—	0.8033	—
6月末日	30,702	—	0.8085	—

野村米国国債部分ラダーファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

2026年6月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第2計算期間	(2016年12月 6日)	18,820	18,820	0.9488	0.9488
第3計算期間	(2017年12月 6日)	15,445	15,445	0.9604	0.9604
第4計算期間	(2018年12月 6日)	16,512	16,512	0.9494	0.9494
第5計算期間	(2019年12月 6日)	19,572	19,582	1.0116	1.0121
第6計算期間	(2020年12月 7日)	26,424	26,437	1.0448	1.0453
第7計算期間	(2021年12月 6日)	30,305	30,318	1.1114	1.1119
第8計算期間	(2022年12月 6日)	34,001	34,016	1.1479	1.1484
第9計算期間	(2023年12月 6日)	33,246	33,260	1.2259	1.2264
第10計算期間	(2024年12月 6日)	43,044	43,060	1.2983	1.2988
第11計算期間	(2025年12月 8日)	45,401	45,417	1.4125	1.4130
	2025年 6月末日	41,016	—	1.2809	—
	7月末日	41,113	—	1.3172	—
	8月末日	39,861	—	1.3183	—
	9月末日	40,294	—	1.3437	—
	10月末日	41,953	—	1.3990	—
	11月末日	43,705	—	1.4383	—
	12月末日	44,315	—	1.4305	—
	2026年 1月末日	43,348	—	1.3955	—
	2月末日	47,438	—	1.4418	—
	3月末日	48,171	—	1.4479	—
	4月末日	46,046	—	1.4501	—
	5月末日	46,048	—	1.4414	—
	6月末日	49,228	—	1.4807	—

②【分配の推移】

野村米国国債部分ラダーファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

	計算期間	1口当たりの分配金
第2計算期間	2015年12月 8日～2016年12月 6日	0.0000円
第3計算期間	2016年12月 7日～2017年12月 6日	0.0000円
第4計算期間	2017年12月 7日～2018年12月 6日	0.0000円
第5計算期間	2018年12月 7日～2019年12月 6日	0.0005円
第6計算期間	2019年12月 7日～2020年12月 7日	0.0005円
第7計算期間	2020年12月 8日～2021年12月 6日	0.0005円
第8計算期間	2021年12月 7日～2022年12月 6日	0.0000円
第9計算期間	2022年12月 7日～2023年12月 6日	0.0000円
第10計算期間	2023年12月 7日～2024年12月 6日	0.0000円
第11計算期間	2024年12月 7日～2025年12月 8日	0.0000円

野村米国国債部分ラダーファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

	計算期間	1口当たりの分配金
第2計算期間	2015年12月 8日～2016年12月 6日	0.0000円
第3計算期間	2016年12月 7日～2017年12月 6日	0.0000円
第4計算期間	2017年12月 7日～2018年12月 6日	0.0000円
第5計算期間	2018年12月 7日～2019年12月 6日	0.0005円
第6計算期間	2019年12月 7日～2020年12月 7日	0.0005円
第7計算期間	2020年12月 8日～2021年12月 6日	0.0005円
第8計算期間	2021年12月 7日～2022年12月 6日	0.0005円
第9計算期間	2022年12月 7日～2023年12月 6日	0.0005円
第10計算期間	2023年12月 7日～2024年12月 6日	0.0005円
第11計算期間	2024年12月 7日～2025年12月 8日	0.0005円

③【収益率の推移】

野村米国国債部分ラダーファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

	計算期間	収益率
第2計算期間	2015年12月 8日～2016年12月 6日	△0.8%
第3計算期間	2016年12月 7日～2017年12月 6日	0.4%
第4計算期間	2017年12月 7日～2018年12月 6日	△4.0%
第5計算期間	2018年12月 7日～2019年12月 6日	7.3%
第6計算期間	2019年12月 7日～2020年12月 7日	6.3%
第7計算期間	2020年12月 8日～2021年12月 6日	△2.4%
第8計算期間	2021年12月 7日～2022年12月 6日	△16.3%
第9計算期間	2022年12月 7日～2023年12月 6日	△6.1%
第10計算期間	2023年12月 7日～2024年12月 6日	△2.0%
第11計算期間	2024年12月 7日～2025年12月 8日	0.9%
第12期（中間期）	2025年12月 9日～2026年 6月 8日	△2.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村米国国債部分ラダーファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

	計算期間	収益率
第2計算期間	2015年12月 8日～2016年12月 6日	△7.0%
第3計算期間	2016年12月 7日～2017年12月 6日	1.2%
第4計算期間	2017年12月 7日～2018年12月 6日	△1.1%
第5計算期間	2018年12月 7日～2019年12月 6日	6.6%
第6計算期間	2019年12月 7日～2020年12月 7日	3.3%
第7計算期間	2020年12月 8日～2021年12月 6日	6.4%
第8計算期間	2021年12月 7日～2022年12月 6日	3.3%
第9計算期間	2022年12月 7日～2023年12月 6日	6.8%
第10計算期間	2023年12月 7日～2024年12月 6日	5.9%
第11計算期間	2024年12月 7日～2025年12月 8日	8.8%
第12期（中間期）	2025年12月 9日～2026年 6月 8日	2.1%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

2【設定及び解約の実績】

野村米国国債部分ラダーファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第2計算期間	2015年12月 8日～2016年12月 6日	19,443,948,669	2,590,826,398	25,087,447,384
第3計算期間	2016年12月 7日～2017年12月 6日	10,280,953,128	12,854,229,864	22,514,170,648
第4計算期間	2017年12月 7日～2018年12月 6日	4,184,569,692	12,506,724,617	14,192,015,723
第5計算期間	2018年12月 7日～2019年12月 6日	8,422,638,274	5,894,086,062	16,720,567,935
第6計算期間	2019年12月 7日～2020年12月 7日	10,490,239,552	11,112,457,562	16,098,349,925
第7計算期間	2020年12月 8日～2021年12月 6日	8,203,287,149	5,128,769,114	19,172,867,960
第8計算期間	2021年12月 7日～2022年12月 6日	37,007,814,585	3,844,059,753	52,336,622,792
第9計算期間	2022年12月 7日～2023年12月 6日	30,898,507,651	27,645,072,669	55,590,057,774
第10計算期間	2023年12月 7日～2024年12月 6日	13,861,664,419	22,217,670,954	47,234,051,239
第11計算期間	2024年12月 7日～2025年12月 8日	6,947,036,103	12,615,343,232	41,565,744,110
第12期（中間期）	2025年12月 9日～2026年 6月 8日	1,909,367,692	5,224,460,186	38,250,651,616

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国国債部分ラダーファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第2計算期間	2015年12月 8日～2016年12月 6日	11,619,538,505	3,593,747,955	19,835,060,184
第3計算期間	2016年12月 7日～2017年12月 6日	7,830,248,454	11,582,376,065	16,082,932,573
第4計算期間	2017年12月 7日～2018年12月 6日	8,342,323,700	7,032,828,002	17,392,428,271
第5計算期間	2018年12月 7日～2019年12月 6日	6,604,732,180	4,649,628,352	19,347,532,099
第6計算期間	2019年12月 7日～2020年12月 7日	11,524,430,027	5,580,365,186	25,291,596,940
第7計算期間	2020年12月 8日～2021年12月 6日	9,767,332,334	7,790,447,686	27,268,481,588
第8計算期間	2021年12月 7日～2022年12月 6日	6,194,999,878	3,842,754,780	29,620,726,686
第9計算期間	2022年12月 7日～2023年12月 6日	11,329,132,627	13,829,839,235	27,120,020,078
第10計算期間	2023年12月 7日～2024年12月 6日	12,818,165,298	6,784,923,589	33,153,261,787
第11計算期間	2024年12月 7日～2025年12月 8日	7,822,064,571	8,832,340,597	32,142,985,761
第12期（中間期）	2025年12月 9日～2026年 6月 8日	4,814,131,395	5,045,083,134	31,912,034,022

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

3【ファンドの経理状況】

野村米国国債部分ラダーファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

野村米国国債部分ラダーファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期中間計算期間(2025年12月9日から2026年6月8日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【野村米国国債部分ラダーファンド Aコース（野村SMA・EW向け）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第11期 (2025年12月 8日現在)	第12期中間計算期間末 (2026年 6月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	114,076,164	385,028,599
親投資信託受益証券	34,126,870,937	30,515,364,953
未収利息	1,530	7,802
流動資産合計	34,240,948,631	30,900,401,354
資産合計	34,240,948,631	30,900,401,354
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	74,638,195	308,152,541
未払金	16,050,426	3,718,482
未払解約金	567,405	-
未払受託者報酬	5,692,398	5,422,094
未払委託者報酬	66,411,259	63,257,721
その他未払費用	414,772	542,149
流動負債合計	163,774,455	381,092,987
負債合計	163,774,455	381,092,987
純資産の部		
元本等		
元本	41,565,744,110	38,250,651,616
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△7,488,569,934	△7,731,343,249
（分配準備積立金）	2,956,872,362	2,596,045,447
元本等合計	34,077,174,176	30,519,308,367
純資産合計	34,077,174,176	30,519,308,367
負債純資産合計	34,240,948,631	30,900,401,354

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期中間計算期間 自 2024年12月 7日 至 2025年 6月 6日	第12期中間計算期間 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
営業収益		
受取利息	538,585	799,495
有価証券売買等損益	△982,356,880	790,781,208
為替差損益	585,046,905	△1,592,572,882
営業収益合計	△396,771,390	△800,992,179
営業費用		
受託者報酬	5,931,371	5,422,094
委託者報酬	69,199,284	63,257,721
その他費用	449,384	578,476
営業費用合計	75,580,039	69,258,291
営業利益又は営業損失（△）	△472,351,429	△870,250,470
経常利益又は経常損失（△）	△472,351,429	△870,250,470
中間純利益又は中間純損失（△）	△472,351,429	△870,250,470
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△71,724,076	△42,693,115
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△8,860,283,228	△7,488,569,934
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,396,922,991	941,849,177
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,396,922,991	941,849,177
剰余金減少額又は欠損金増加額	569,447,118	357,065,137
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	569,447,118	357,065,137
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△8,433,434,708	△7,731,343,249

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4.その他	当ファンドの中間計算期間は、2025年12月 9日から2026年 6月 8日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第11期 2025年12月 8日現在	第12期中間計算期間末 2026年 6月 8日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 41,565,744,110口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 38,250,651,616口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額
元本の欠損 7,488,569,934円	元本の欠損 7,731,343,249円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 0.8198円 (10,000口当たり純資産額) (8,198円)	1口当たり純資産額 0.7979円 (10,000口当たり純資産額) (7,979円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第11期 2025年12月 8日現在	第12期中間計算期間末 2026年 6月 8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動

第11期 自 2024年12月 7日 至 2025年12月 8日	第12期中間計算期間 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
期首元本額 47,234,051,239円	期首元本額 41,565,744,110円
期中追加設定元本額 6,947,036,103円	期中追加設定元本額 1,909,367,692円
期中一部解約元本額 12,615,343,232円	期中一部解約元本額 5,224,460,186円

2 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第11期(2025年12月 8日現在)				第12期中間計算期間末(2026年 6月 8日現在)			
	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	33,366,141,600	—	33,440,779,795	△74,638,195	29,697,573,651	—	30,005,726,192	△308,152,541
米ドル	33,366,141,600	—	33,440,779,795	△74,638,195	29,697,573,651	—	30,005,726,192	△308,152,541

合計	33,366,141,600	—	33,440,779,795	△74,638,195	29,697,573,651	—	30,005,726,192	△308,152,541
----	----------------	---	----------------	-------------	----------------	---	----------------	--------------

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

【野村米国国債部分ラダーファンド Bコース（野村SMA・EW向け）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第11期 (2025年12月 8日現在)	第12期中間計算期間末 (2026年 6月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	235,552,596	276,590,218
親投資信託受益証券	45,287,386,146	45,867,635,339
未収利息	3,159	5,604
流動資産合計	45,522,941,901	46,144,231,161
資産合計	45,522,941,901	46,144,231,161
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	16,071,492	-
未払解約金	18,042,533	37,215,982
未払受託者報酬	6,884,391	7,596,883
未払委託者報酬	80,317,841	88,630,217
その他未払費用	503,326	759,632
流動負債合計	121,819,583	134,202,714
負債合計	121,819,583	134,202,714
純資産の部		
元本等		
元本	32,142,985,761	31,912,034,022
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	13,258,136,557	14,097,994,425
（分配準備積立金）	6,562,397,995	5,608,580,727
元本等合計	45,401,122,318	46,010,028,447
純資産合計	45,401,122,318	46,010,028,447
負債純資産合計	45,522,941,901	46,144,231,161

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期中間計算期間 自 2024年12月 7日 至 2025年 6月 6日	第12期中間計算期間 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
営業収益		
受取利息	397,338	698,113
有価証券売買等損益	△1,251,525,114	1,127,331,257
営業収益合計	△1,251,127,776	1,128,029,370
営業費用		
受託者報酬	6,989,308	7,596,883
委託者報酬	81,541,923	88,630,217
その他費用	465,888	759,632
営業費用合計	88,997,119	96,986,732
営業利益又は営業損失（△）	△1,340,124,895	1,031,042,638
経常利益又は経常損失（△）	△1,340,124,895	1,031,042,638
中間純利益又は中間純損失（△）	△1,340,124,895	1,031,042,638
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△36,387,817	138,062,659
期首剰余金又は期首欠損金（△）	9,891,039,336	13,258,136,557
剰余金増加額又は欠損金減少額	870,906,226	2,029,134,279
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	870,906,226	2,029,134,279
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,271,584,323	2,082,256,390
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,271,584,323	2,082,256,390
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	8,186,624,161	14,097,994,425

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの中間計算期間は、2025年12月 9日から2026年 6月 8日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第11期 2025年12月 8日現在	第12期中間計算期間末 2026年 6月 8日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 32,142,985,761口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 31,912,034,022口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4125円 (10,000口当たり純資産額) (14,125円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4418円 (10,000口当たり純資産額) (14,418円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第11期 2025年12月 8日現在	第12期中間計算期間末 2026年 6月 8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

(その他の注記)

1 元本の移動

第11期 自 2024年12月 7日 至 2025年12月 8日	第12期中間計算期間 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
期首元本額 33,153,261,787円	期首元本額 32,142,985,761円
期中追加設定元本額 7,822,064,571円	期中追加設定元本額 4,814,131,395円
期中一部解約元本額 8,832,340,597円	期中一部解約元本額 5,045,083,134円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(参考)

「野村米国情債部分ラダーファンド Aコース（野村SMA・EW向け）」および「野村米国情債部分ラダーファンド Bコース（野村SMA・EW向け）」は「米国情債7年－10年型部分ラダーマザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券で

す。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

米国情債7年－10年型部分ラダーマザーファンド（為替ヘッジなし）

貸借対照表

(単位：円)

(2026年 6月 8日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	443,629,875
コール・ローン	1,141,611,306
国債証券	190,857,091,121
未収入金	300,389,236
未収利息	1,387,590,546
前払費用	143,689,949

(2026年 6月 8日現在)

流動資産合計	194,274,002,033
資産合計	194,274,002,033
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	735,300
未払解約金	503,700,000
流動負債合計	504,435,300
負債合計	504,435,300
純資産の部	
元本等	
元本	97,465,187,070
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	96,304,379,663
元本等合計	193,769,566,733
純資産合計	193,769,566,733
負債純資産合計	194,274,002,033

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2026年 6月 8日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.9881円
(10,000口当たり純資産額)	(19,881円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2026年 6月 8日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	為替予約取引
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2026年 6月 8日現在	
期首	2025年12月 9日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	102,340,542,417円
同期中における追加設定元本額	5,212,503,032円

同期中における一部解約元本額	10,087,858,379円
期末元本額	97,465,187,070円
期末元本額の内訳*	
野村米国国債部分ラダーファンド Aコース（野村SMA向け）	1,162,631,193円
野村米国国債部分ラダーファンド Bコース（野村SMA向け）	1,805,987,585円
野村米国国債部分ラダーファンド Aコース（野村SMA・EW向け）	15,349,009,081円
野村米国国債部分ラダーファンド Bコース（野村SMA・EW向け）	23,071,090,659円
米国国債7年－10年型部分ラダーオープン投信（為替ヘッジなし）（少人数私募）	4,395,933,224円
米国国債7年－10年型部分ラダーオープン（部分為替ヘッジあり50）（適格機関投資家専用）	2,783,529,872円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1405（適格機関投資家転売制限付）	1,367,996,818円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1406（適格機関投資家転売制限付）	716,391,774円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1412（適格機関投資家転売制限付）	602,347,834円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1502（適格機関投資家転売制限付）	593,293,199円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1506（適格機関投資家転売制限付）	573,631,203円
米国国債7年－10年型部分ラダープラスファンド（コール型）1506（適格機関投資家専用）	585,553,148円
米国国債7年－10年型部分ラダープラスファンド（コール型）1508（適格機関投資家転売制限付）	624,063,069円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1508（適格機関投資家転売制限付）	590,308,996円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1511（適格機関投資家転売制限付）	575,171,986円
米国国債7年－10年型部分ラダープラスファンド（コール型）1512（適格機関投資家転売制限付）	2,166,206,294円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1602（適格機関投資家転売制限付）	1,262,973,472円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1603（適格機関投資家転売制限付）	637,043,866円
米国国債7年－10年型部分ラダープラスファンド（コール型）1605（適格機関投資家転売制限付）	826,091,247円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1609（適格機関投資家転売制限付）	220,294,805円
米国国債7年－10年型部分ラダー投信（為替ヘッジ&コール型）1610－07（適格機関投資家専用）	1,436,480,447円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1610（適格機関投資家転売制限付）	1,119,821,975円
米国国債7年－10年型部分ラダー投信（為替ヘッジ&コール型）1702（適格機関投資家専用）	2,439,702,200円
米国国債7年－10年型部分ラダー投信（為替ヘッジ&コール型）1703（適格機関投資家専用）	2,445,164,014円
米国国債7年－10年型部分ラダー投信（為替ヘッジ比率調整型）1703－17（適格機関投資家専用）	2,316,483,250円
米国国債7年－10年型部分ラダー投信（為替ヘッジ比率調整型）1703－24（適格機関投資家専用）	2,341,060,246円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1704（適格機関投資家転売制限付）	328,961,300円
米国国債7年－10年型部分ラダー投信（為替ヘッジ比率調整型）1704（適格機関投資家専用）	2,336,296,682円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1705（適格機関投資家専用）	321,267,346円
米国国債7年－10年型部分ラダー投信（為替ヘッジ比率調整型）1705（適格機関投資家専用）	2,350,143,040円
米国国債7年－10年型部分ラダー投信（為替ヘッジ比率調整型）1706－08（適格機関投資家専用）	2,355,555,161円
米国国債7年－10年型部分ラダー投信（為替ヘッジ比率調整型）1706－16（適格機関投資家専用）	2,342,978,881円
米国国債7年－10年型部分ラダープラスファンド（プット&コール型）1706（適格機関投資家専用）	137,056,467円
米国国債7年－10年型部分ラダー投信（為替ヘッジ比率調整型）1707（適格機関投資家専用）	2,340,777,126円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1803（適格機関投資家転売制限付）	209,460,633円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1809（適格機関投資家転売制限付）	819,356,054円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1902（適格機関投資家転売制限付）	803,254,492円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1905（適格機関投資家専用）	806,598,542円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1907（適格機関投資家専用）	691,210,435円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1908（適格機関投資家専用）	697,634,537円

米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1909（適格機関投資家転売制限付）	826,274,539円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1910（適格機関投資家専用）	813,520,420円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1911（適格機関投資家専用）	684,507,634円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）1912（適格機関投資家専用）	815,071,686円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）2001（適格機関投資家専用）	670,792,643円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）2002（適格機関投資家専用）	665,462,368円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）2003（適格機関投資家専用）	660,376,658円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（為替ヘッジなし）2107（適格機関投資家専用）	326,214,704円
米国国債7年－10年型部分ラダーファンド（部分為替ヘッジあり50）2404（適格機関投資家専用）	395,618,386円
米国国債7年－10年型部分ラダープラスファンド（コール型）2512（適格機関投資家専用）	3,058,535,879円

※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2026年7月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2026年6月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	872	82,238,862
単位型株式投資信託	116	541,748
追加型公社債投資信託	14	7,011,853
単位型公社債投資信託	307	415,376
合計	1,309	90,207,839

（３）【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			8,177		9,250
金銭の信託			46,810		69,786
前払金			12		12
前払費用			1,019		878
未収入金			666		996
未収委託者報酬			34,911		41,753
未収運用受託報酬			7,066		9,089
短期貸付金			2,242		3,197
その他			195		101
貸倒引当金			△21		△25
流動資産計			101,080		135,041
固定資産					
有形固定資産			881		764
建物	※ 2	589		507	
器具備品	※ 2	292		256	
無形固定資産			6,889		7,347
ソフトウェア		6,888		7,346	
その他		0		0	
投資その他の資産			14,923		19,489
投資有価証券		2,164		3,417	
関係会社株式		6,584		6,878	
長期差入保証金		521		523	
長期前払費用		11		10	
前払年金費用		2,413		2,898	
繰延税金資産		3,134		5,662	
その他		92		98	
固定資産計			22,694		27,601
資産合計			123,775		162,642

		前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			6,000		32,100
預り金			132		138
未払金			11,982		13,818
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		65		106	
未払手数料		11,326		13,582	
関係会社未払金		589		128	
未払費用	※ 1		12,594		14,990
未払法人税等			10,363		9,858
未払消費税等			2,112		1,650
前受収益			14		11
賞与引当金			5,846		7,322
その他			-		59
流動負債計			49,045		79,950
固定負債					
退職給付引当金			2,618		2,921
時効後支払損引当金			610		616
資産除去債務			1,431		1,703
固定負債計			4,660		5,240
負債合計			53,706		85,191
(純資産の部)					
株主資本			69,751		77,054
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			38,841		46,144
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		38,156		45,459	
繰越利益剰余金		38,156		45,459	
評価・換算差額等			317		396
その他有価証券評価差額金			317		396
純資産合計			70,069		77,451
負債・純資産合計			123,775		162,642

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			155,775		178,321
運用受託報酬			23,666		27,977
その他営業収益			328		361

営業収益計			179,770		206,660
営業費用					
支払手数料			56,923		67,090
広告宣伝費			1,115		1,599
公告費			0		0
調査費			38,115		40,875
調査費		6,901		7,389	
委託調査費		31,213		33,485	
委託計算費			1,345		1,533
営業雑経費			4,336		4,637
通信費		89		87	
印刷費		780		684	
協会費		93		96	
諸経費		3,372		3,768	
営業費用計			101,835		115,736
一般管理費					
給料			14,094		16,541
役員報酬		321		413	
給料・手当		7,982		8,399	
賞与		5,790		7,727	
交際費			105		128
寄付金			116		101
旅費交通費			394		502
租税公課			1,537		2,055
不動産賃借料			1,236		1,246
退職給付費用			598		523
固定資産減価償却費			2,309		2,694
諸経費			12,708		13,608
一般管理費計			33,100		37,402
営業利益			44,834		53,521

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	6,594		7,435	
受取利息		93		155	
為替差益		1,498		-	
その他		786		688	
営業外収益計			8,972		8,278
営業外費用					
支払利息		210		545	
金銭の信託運用損		396		448	
時効後支払損引当金繰入額		10		13	
投資事業組合運用損		134		287	
為替差損		-		76	
その他		10		15	

営業外費用計			763		1,387
経常利益			53,043		60,412
特別利益					
株式報酬受入益		56		122	
移転補償金		-		109	
特別利益計			56		232
特別損失					
関係会社株式評価損		-		299	
固定資産除却損	※ 2	14		181	
特別損失計			14		481
税引前当期純利益			53,085		60,163
法人税、住民税及び事業税			15,463		17,310
法人税等調整額			△482		△2,564
当期純利益			38,105		45,417

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他 利益剰余 金	利 益 剰余金 合 計	
						繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147

当期変動額			
剰余金の配当			△28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	△9	△9	△9
当期変動額合計	△9	△9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金 準備金	利益剰余金		株主 資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余 金 繰 越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751
当期変動額								
剰余金の配当						△38,115	△38,115	△38,115
当期純利益						45,417	45,417	45,417
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	7,302	7,302	7,302
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	45,459	46,144	77,054

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	317	317	70,069
当期変動額			
剰余金の配当			△38,115
当期純利益			45,417

株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	79	79	79
当期変動額合計	79	79	7,381
当期末残高	396	396	77,451

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。						

7. 収益及び費用の計上基準	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	---

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もりを行いました。この見積りの変更による増加額271百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、見積りの変更により損益に与える影響は軽微であります。

[表示方法の変更に関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

- ・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日）
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2025年3月31日)	当事業年度末 (2026年3月31日)
------------------------	------------------------

※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,204百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,484百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,528百万円 器具備品 792 合計 2,320	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,882百万円 器具備品 828 合計 2,711

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,591百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,432百万円
※ 2. 固定資産除却損 建物 0百万円 器具備品 - ソフトウェア 14 合計 14	※ 2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 180 合計 181

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 28,174百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 5,470円

基準日 2024年3月31日

効力発生日 2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 38,115百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 7,400円

基準日 2025年3月31日

効力発生日 2025年6月30日

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 38,115百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 7,400円

基準日 2025年3月31日

効力発生日 2025年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 45,429百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 8,820円

基準日 2026年3月31日

効力発生日 2026年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	46,810	46,810	-
(2)その他（デリバティブ取引）	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、関係会社短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	8,177	-	-	-

金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	69,786	69,786	-
資産計	69,786	69,786	-
(2)その他（デリバティブ取引）	59	59	-
負債計	59	59	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、関係会社短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	7,053
組合出資金等	3,242
合計	10,296

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において299百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超

預金	9,250	-	-	-
金銭の信託	69,786	-	-	-
未収委託者報酬	41,753	-	-	-
未収運用受託報酬	9,089	-	-	-
短期貸付金	3,197	-	-	-
合計	133,078	-	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	69,786	-	69,786
資産計	-	69,786	-	69,786
デリバティブ取引（通貨関連）	-	59	-	59
負債計	-	59	-	59

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,989百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

6. 減損処理を行った有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2026年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2026年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2026年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,772
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2026年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額3,242百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

6. 減損処理を行った有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当事業年度において、子会社株式について299百万円減損処理を行っております。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	3,132	-	△59	△59

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	△1,665
退職給付の支払額	△1,317
過去勤務費用の発生額	△882
その他	△7
退職給付債務の期末残高	16,418
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	△429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	△1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	△21,041
	△6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	△4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

退職給付引当金	2,618
前払年金費用	△2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	△499
数理計算上の差異の費用処理額	△157
過去勤務費用の費用処理額	△58
確定給付制度に係る退職給付費用	371

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	16,418 百万円
勤務費用	636
利息費用	397
数理計算上の差異の発生額	△1,431
退職給付の支払額	△1,099
その他	1
退職給付債務の期末残高	14,923

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,041 百万円
期待運用収益	494
数理計算上の差異の発生額	1,214
事業主からの拠出額	0
退職給付の支払額	△903
年金資産の期末残高	21,847

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	12,277 百万円
年金資産	△21,847
	△9,569
非積立型制度の退職給付債務	2,645
未積立退職給付債務	△6,923
未認識数理計算上の差異	6,195
未認識過去勤務費用	750
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	22
退職給付引当金	2,921
前払年金費用	△2,898
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	22

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	636 百万円
利息費用	397
期待運用収益	△494
数理計算上の差異の費用処理額	△453
過去勤務費用の費用処理額	△74
確定給付制度に係る退職給付費用	11

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	33%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	6%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	3.4%
退職一時金制度の割引率	2.8%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、470百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2025年3月31日)		当事業年度末 (2026年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,840	賞与引当金	2,345
退職給付引当金	824	退職給付引当金	920
関係会社株式評価減	1,281	関係会社株式評価減	1,375
未払事業税	547	未払事業税	547
投資有価証券評価減	12	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	331	減価償却超過額	356
時効後支払損引当金	192	時効後支払損引当金	194
関係会社株式売却損	509	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	81	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	451	資産除去債務	536
未払社会保険料	135	未払社会保険料	135
その他	38	その他	47
繰延税金資産小計	6,245	繰延税金資産小計	7,061
評価性引当額	△1,973	評価性引当額（注）	△63
繰延税金資産合計	4,271	繰延税金資産合計	6,997
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△144	資産除去債務に対応する除去費用	△153
関係会社株式評価益	△86	関係会社株式評価益	△86
その他有価証券評価差額金	△145	その他有価証券評価差額金	△182
前払年金費用	△760	前払年金費用	△913
繰延税金負債合計	△1,136	繰延税金負債合計	△1,335
繰延税金資産の純額	3,134	繰延税金資産の純額	5,662
(注) 評価性引当額が1,910百万円減少しております。この主な減少内容は、会社分類の見直しを行ったことによるものであります。			
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.7%
タックスヘイブン税制	1.3%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	△0.3%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	賃上げ促進税制適用による税額控除	△0.8%
その他	△0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%	評価性引当額の増減	△3.1%
		その他	△0.6%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に271百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
期首残高		1,123	1,431
有形固定資産の取得に伴う増加		-	-
資産除去債務の履行による減少		-	-
見積もりの変更による増加		308	271
期末残高		1,431	1,703

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

〔会計上の見積りの変更に関する注記〕（1）に記載の通りであります。

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	155,768百万円
運用受託報酬	21,631百万円
成功報酬（注）	2,042百万円

その他営業収益	328百万円
合計	179,770百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

区分	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
委託者報酬	178,283百万円
運用受託報酬	24,914百万円
成功報酬（注）	3,103百万円
その他営業収益	358百万円
合計	206,660百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬、運用受託報酬またはその他営業収益に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入 (*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済 (*1)	185,200		
							借入金利息 (*1)	210	未払利息	3

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済 (*1)	5,368		
							貸付金利息 (*1)	93	未収利息	23

子会社	ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インク	ニューヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接100%	—	有償減資 (*2)	4,475	—	—
-----	------------------------------	--------	--------------------	-------	--------	---	--------------	-------	---	---

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*3)	40,328	未払手数料	7,644

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
- (*2) ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インクが行った有償減資の金額を記載しております。
- (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入 (*1)	281,000	短期借入金	32,100
							資金の返済 (*1)	254,900		
							借入金利息 (*1)	545	未払利息	25

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー ム・ファイ ナンス・ インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	11,245	短期 貸付金	3,197
							資金の返済 (*1)	10,422		
							貸付金利息 (*1)	155	未収利息	31

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託等に係る事務代行手数料の支払 (*2)	48,195	未払手数料	9,427

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
1株当たり純資産額	13,603円86銭	1株当たり純資産額	15,037円01銭
1株当たり当期純利益	7,398円11銭	1株当たり当期純利益	8,817円79銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	38,105百万円	損益計算書上の当期純利益	45,417百万円
普通株式に係る当期純利益	38,105百万円	普通株式に係る当期純利益	45,417百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

独立監査人の監査報告書

2026年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示の

ない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水永 真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国国債部分ラダーファンド Aコース（野村SMA・EW向け）の2025年12月9日から2026年6月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村米国国債部分ラダーファンド Aコース（野村SMA・EW向け）の2026年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月9日から2026年6月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水永 真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国国債部分ラダーファンド Bコース（野村SMA・EW向け）の2025年12月9日から2026年6月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村米国国債部分ラダーファンド Bコース（野村SMA・EW向け）の2026年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月9日から2026年6月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。